

伊豆の国市いのち支える自殺対策推進本部設置規程

制定 平成30年1月24日伊豆の国市訓令第2号

改正 平成30年5月18日伊豆の国市訓令第9号

改正 令和4年6月2日伊豆の国市訓令第12号

改正 令和5年6月22日伊豆の国市訓令第8号

改正 令和6年4月26日伊豆の国市訓令第4号

(設置)

第1条 自殺対策について、府内関係部署の緊密な連携及び協力により、自殺対策を総合的に推進するため、伊豆の国市いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺の現状把握
- (2) 各部署における相談業務及び自殺対策業務の実施状況の共有
- (3) 各部署間における緊密な連携及び協力体制の構築
- (4) 自殺対策計画の策定並びにその進捗状況の確認及び評価
- (5) 自殺対策の推進に係る普及・啓発

(組織)

第3条 本部は、本部長、本部員、幹事及びワーキングメンバーをもって組織する。

- 2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 ワーキングメンバーは、幹事が所管する課、公室及びセンターの職員のうちから各幹事が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部会議 本部長及び本部員で構成し、本部長が招集し、第2条の所掌事項を総括する。
- (2) 幹事会議 福祉事務所長及び幹事で構成し、福祉事務所長が招集し、第2条の所掌事項について検討を行い、本部会議に報告する。
- (3) ワーキング会議 障がい福祉課長及びワーキングメンバーで構成し、障がい

福祉課長が招集し、幹事会議の運営を補佐する。

2 前項各号の会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年6月2日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月26日から施行する。

別表第1（第3条第3項関係）

企画財政部長

総務部長

市民環境部長

健康福祉部長

福祉事務所長

産業部長

教育部長

別表第2（第3条第4項関係）

企画課長

協働まちづくり課長

総務課長

市民課長

税務課長

国保年金課長

健康づくり課長

社会福祉課長

障がい福祉課長

長寿介護課長

こども家庭センター長

商工課長

学校教育課長

生涯学習課長